米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定及び公表について

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第３条第１項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第６項の規定に基づき公表する。

令和７年５月30日　　農林水産大臣　小泉進次郎

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第１　米穀の新用途への利用の促進の意義

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の国内需要全体を賄うために必要な面積の１／３程度しかなく、更なる農業従事者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。こうした背景から米については、国内外の需要拡大策、農地の大区画化、スマート農業技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進することとしており、輸出を含めた米需要拡大に向けて、米粉用米等の利用の促進を図ることが重要である。このため、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）に基づき、米粉用米については、米粉の特徴を活かした新商品の開発や活用方法の情報発信、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等により、コスト低減とこれによる更なる需要拡大を図るとともに、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図ることが必要である。

第２　米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

１　生産者及び製造事業者等の連携

⑴　新用途米穀については、生産者、製造事業者及び促進事業者が連携し複数年契約や播種前契約に取り組む等、確実に流通・加工・消費されることが必要である。

⑵　特に、米粉用米については、需要の拡大に対応できるよう、生産者や集荷事業者等が安定的に供給していくことが重要である。

２　消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

⑴　米粉用米の需要を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる商品（米粉及びこれを利用した製品等）の開発が必要である。

⑵　特に、輸入小麦等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、また、グルテンフリーとしての価値のみならず、米粉の特性・機能性を踏まえたより付加価値の高い商品の開発が重要である。

⑶　その際、新たな加工法として、米穀をアルファ化する技術等やパン・麺等に適した品種の開発・研究が進められており、これらを活用した商品の開発により、新たな市場を開拓していくことが必要である。

⑷　また、飼料用米については、これを利用した畜産物のブランド化が進められてきており、こうした取組は重要である。

３　海外における需要の創出

⑴　米粉用米については、海外に輸出する際に競合する他の製品と比較した国内産米粉及びこれを利用した製品の優位性を活かした需要創出に取り組むことが必要である。

⑵　その際、米粉及び米粉製品の製造事業者に対し、「ノングルテン米粉の製造工程管理ＪＡＳ」等のグルテンフリーに関する認証制度について、更なる普及に向けた検討を行うとともに、海外の基準等についても情報提供を行っていく必要がある。

⑶　また、インバウンド需要を捉え、米粉を使った新たな加工品を開発・販売していくことも重要である。

４　生産・流通・加工コストの低減

⑴　新用途米穀の需要に応じた生産を図り、また、生産者等の所得を増大させていくためには、生産コストの低減が重要であり、多収品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。

⑵　その際、米粉用米については、多様な用途に対応した米粉の加工技術の改良、開発及び普及並びに大規模製造ラインに適した米粉の二次加工技術の開発による加工コストの低減に積極的に取り組むことが必要である。

⑶　米粉の情報発信や商品開発等を通じた需要創出とこれに対応した製造・販売規模の拡大等を通じたコスト低減により、更に需要を拡大する好循環を形成することが重要である。

⑷　また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性の向上等に取り組むことが必要である。

５　新用途米穀の供給

⑴　新用途米穀の安定供給にあっては、多収品種の導入促進による単収の増加等が図られるよう取り組むことが重要である。

⑵　このうち、米粉用米については、輸入小麦等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。

⑶　その際、実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等について一層の推進を図ることが重要である。

⑷　また、パン用・麺用など商品に適した品種の導入促進も重要である。